

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

※すべての医薬品に対するご相談に対応しています。

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度
の健康被害が生じる恐れがある
医薬品のうち、その使用に関し
特に注意が必要で、新しく市販された
成分等を含むもの

特定要指導医薬品

適正な使用のために薬剤師の対面による
販売又は授与が行われることが特に必要な
医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会
の意見を聴いて指定する要指導医薬品

薬剤師が対面で書面にて説明。

区別してカウンター内に陳列しています。

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは
抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、
その防止を図る必要がある医薬品として
厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて
指定する医薬品

厚生労働省が定める内容量以下の場合 **要確認**

大容量の場合 **要確認** **要確認**

いずれかの表示がある医薬品

薬剤師又は登録販売者が
「濫用した場合の保健衛生上の危害
発生のおそれがある旨」について
書面にて説明

区別してカウンター内に陳列しています。

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す
程度
の健康被害が生じる恐れがある
医薬品のうち、その使用に関し
特に注意が必要なもの

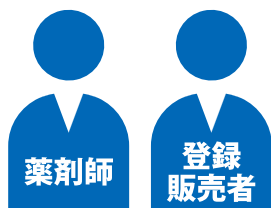


薬剤師が書面にて説明。

区別してカウンター内に陳列しています。

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す
程度
の健康被害が生じる恐れがある
医薬品（第一類医薬品を除く）



薬剤師又は登録販売者が説明。

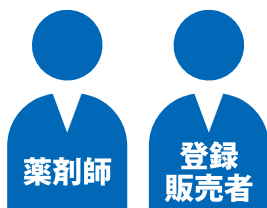
区別して店内に陳列しています。

指定第二類医薬品

指定第二類医薬品は、
第二類医薬品のうち特に注意を要する
として指定された医薬品で、

第2類医薬品 **第2類医薬品**

いずれかの標示がある医薬品

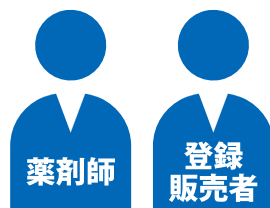


薬剤師又は登録販売者が
「してはいけないこと」の
確認や相談・説明の実施

区別してカウンター内に陳列しています。

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の
一般用医薬品



ご質問等がある場合は
薬剤師又は登録販売者が対応。

区別して店内に陳列しています。

医薬品による健康被害の救済に関して

医薬品を適正に使用したにも関わらず副作用により、
一定の健康被害を受けた方の救済を行う公的制度が
あります。お困りの方は当薬局又は救済制度相談窓口
(TEL.0120-149-931) へご相談ください。

その他 相談窓口等

医薬品医療機器総合機構 消費者くすり相談室
TEL.03-3506-9457 月～金（祝日・年末年始を除く）9時～17時
公益社団法人日本薬剤師会 中央薬事情報センター
TEL.03-3353-2251 月～金10時～12時、13時～16時
北海道薬剤師会 薬事情報センター
TEL.011-815-0093 月～金9時～12時、13時～16時

株式会社ソウキセイ

当薬局の開局時間



月・木曜	9:00～19:00
火・金曜	9:00～17:00
水曜	9:00～12:00
休日	土曜・日曜・祝日

●薬剤師不在時間 なし



緊急連絡先
(時間外転送対応)

0133-26-3718

営業時間外の対応(近隣薬局と連携の場合は連絡先)

自局で24時間電話相談・緊急時調剤対応可能

●夜間・休日等加算の算定時間

平日 開局～8:00、19:00～閉局まで

土曜 開局～8:00、13:00～閉局まで

日曜・祝日

●時間外加算等の算定時間(閉局中の対応、地域のための輪番開局)

時間外加算 平日18:00～22:00、6:00～8:00

深夜加算 22:00～6:00

休日加算 日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

株式会社ソウキセイ

薬局情報



施設基準を満たした項目について

調剤基本料1-47点、地域支援・医薬品供給対応体制加算1-27点、連携強化加算5点、在宅患者訪問薬剤管理指導料、バイオ後続品調剤体制加算50点、調剤ベースアップ評価料4点、電子的調剤情報連携体制整備加算8点

調剤基本料について

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。複数の医療機関から処方箋を同時に受付けた場合、受付が2回目以降の調剤基本料は所定点数の100分の80となります。

在宅の対応について

当薬局は処方箋による医師の指示があるときは在宅で療養されている患者様宅を訪問し、服薬指導等を行っております。

取り扱う公費負担医療について

・生活保護 ・特定医療 ・小児慢性特定疾病 ・原子爆弾被爆者 ・自賠責保険
・労働者災害補償 ・感染症予防（新感染症・結核） ・障がい者自立支援（精神医療・更生医療・育成医療）

薬局情報



地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は地域支援体制加算の要件を満たし下記の取組みを実施しております。

- ・ 近隣の薬局へ医薬品の融通等を実施しています。
- ・ 24時間調剤及び、在宅医療に対応できる体制を整えております。
- ・ 健康相談又は健康教室を行っております。・ 緊急避妊薬を備蓄し、緊急対応できる体制を整えております。
- ・ インターネットを通じた情報収集と周知を行っております。
- ・ 職員の資質向上のため研修・発表を実施しています。
- ・ 健康被害などを防止した事例報告や副作用報告の体制を整えております。
- ・ 当薬局の敷地内は禁煙となっており、たばこの販売を行っておりません。
- ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスは提供しておりません。

医薬品供給不安定への対応について

当薬局は患者様の必要な医薬品を確保するため下記の取組みを実施しております。

- ・ 地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通
- ・ 医療機関への情報提供（医薬品供給の状況、自局の在庫状況）、処方内容の調整
- ・ 医薬品の供給情報等に関する行政機関（都道府県、保健所等）との連携

連携強化加算について

当薬局は災害・新興感染症発生時の対応を行います。

実費負担いただくサービスについて

希望による調剤した医薬品の郵送料
長期収載品の選定療養

ヤマト運輸の着払い費用
長期収載品と後発医薬品の値段差1/2分

薬局情報



電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は医療DXを通じた質の高い医療の提供のため下記取り組みを実施しております。

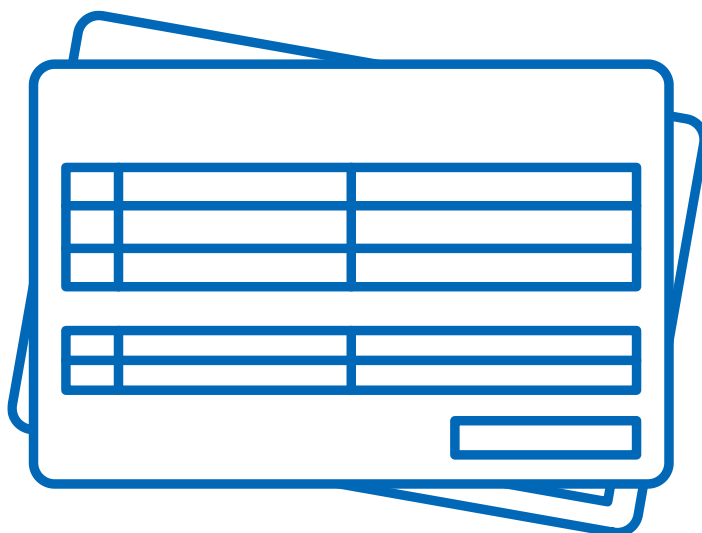
- ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧・活用し、患者様からの健康管理に係る相談にも応じています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するための取り組みを実施し、一定の実績を有しています。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用しています。

オンライン服薬指導について

当薬局はオンライン服薬指導を実施する体制を整えております。

- 実施時間：予約制としております。ご希望の方は店舗までご連絡ください。
- 実施方法：GoogleMeet、melmo、EPARKを使用して実施いたします。
- 薬品のお渡し方法：配送、配達
- 支払い方法：システム内からクレジット払い、配達時支払い、銀行振込

『個別の調剤報酬が分かる明細書』発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に
推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に

『個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書』を

無料で発行することになりました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、
平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することになりました。

なお、明細書には使用した薬剤の
名称や服用量などが記載されるものですので、その点、ご理解いただき、

明細書の発行を希望されない方は、

会計窓口にてその旨をお申し出ください。

調剤管理料・服薬管理指導料について



- 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェック致します。また患者様に薬剤に関する情報を文書により提供し、患者様に合わせた服薬に関する説明や服薬状況の継続的把握・必要な指導を実施します。

【調剤管理料】下記いずれかを算定

内服	イ-長期処方（28日分以上）の場合	60点
	ロ-イ以外（27日分以下）の場合	10点
	内服薬以外の場合	10点

【服薬管理指導料】下記のいずれかを算定

1.原則3か月以内に再来局された場合（お薬手帳あり）	
イ-かかりつけ薬剤師が行った場合	45点
ロ-イ以外の場合	45点
2.1以外の患者様に対して行った場合	
イ-かかりつけ薬剤師が行った場合	59点
ロ-イ以外の場合	59点

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について



在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、医師の指示に基づき保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定したうえで、調剤後お宅を訪問して薬剤の服薬指導及び薬剤管理の指導を行います。なお、指示を行った医師に対しては、訪問結果を文書にて情報提供させていただきますので、ご了承願います。

●在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

点数は全て1点＝10円です。

計算例) 10点＝100円 (3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です。)

～在宅患者訪問管理指導料～

	単一建物診療患者が1人の場合	650点
	単一建物診療患者が2～9人の場合	320点
	それ以外の場合	290点
	情報通信機器を用いた場合	59点

※在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担となる場合もあります。(※契約時相談)

※麻薬管理、乳幼児、医療的ケア児、中心静脈栄養の治療を受けている方は別途料金が発生します。

●居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導に関する事項

～利用料金 (介護保険負担割合1割の方) ～

	単一建物居住者が1人の場合	518円
	単一建物居住者が2～9人の場合	379円
	単一建物居住者が10人以上の場合	342円
	情報通信機器を用いた場合	46円

(特殊な利用者の場合は8回目まで算定)
(月1回目まで算定)

※居宅療養管理指導に要した交通費は、患家の負担となる場合もあります。(※契約時相談)

※麻薬管理や中心静脈栄養の治療を受けている方は別途料金が発生します。

※地域等の要件を評価した加算が算定される場合があります。

※介護保険負担割合2割の場合は上記金額が2倍になります。

やすまる薬局太美店

北海道知事指定介護事業所

番号 第 0140440397号

TEL:0133-26-3718

FAX:0133-26-3718

株式会社ソウキセイ

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条

1. やすまる薬局太美店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、やすまる薬局太美店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること。
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、やすまる薬局太美店の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月・木曜 9：00～19：00、火・金曜 9：00～17：00、水曜 9：00～12：00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

（通常の事業の実施地域）

第6条

1. 通常の実施地域は、やすまる薬局太美店から半径16km以内の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 やすまる薬局太美店は虐待の発生またはその再発防止の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 訪問先において虐待を疑う事例を確認した場合、速やかに市町村の保健福祉課へ通報を行う。
2. 虐待の発生または再発防止の為、対策検討会を定期開催すると共に、職員へその情報を共有する。
3. 従業員に対して、虐待防止の為の研修を定期的を実施する。
4. 虐待防止の為の指針を整備する。
5. 前4号に掲げる措置を適切に実施する為、担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

1. やすまる薬局太美店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、やすまる薬局太美店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年5月1日より施行する。

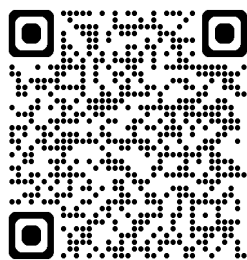
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

バイオ医薬品をお使いのみなさまへ

効果や安全性はそのまま 経済的負担を軽減する



「バイオシミラー」 というお薬があります

バイオシミラーとは？

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます

バイオシミラーが使われている 病気の例

- ・がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ
- ・パーキンソン病・強直性脊椎炎・特発性関節炎
- ・乾癬・低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗鬆症
- ・ファブリー病・加齢黄斑変性 など

詳しくは医師または医療スタッフへお尋ねください

笑顔をこれからも 日本が世界に誇る国民皆保険を次の世代にも

個人の医療費負担の軽減はもちろん、子供や孫の世代にも安心した医療を
みんなが受けられる国民皆保険制度を守るためにも、
私たち一人一人が考えてみませんか？

詳しくはこちら



日本ジェネリック医薬品・
バイオシミラー学会HP



日本バイオシミラー
協議会HP

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会、日本バイオシミラー協議会、 厚生労働省

<後援> 日本医師会 日本薬剤師会 日本病院薬剤師会 健康保険組合連合会 国民健康保険中央会 全国健康保険協会
協会けんぽ

当薬局では「バイオ後発品」(バイオシミラー)の
調剤を積極的に行っています